

総合評定値通知書（写し）の提出について（お願い）

公共工事を自治体から直接請け負おうとする建設事業者は、毎年経営事項審査を受けた上で、総合評定値通知書（写し）を提出することになっていますが、金沢市に対する同通知書（写し）の提出がまだの方は、令和8年2月27日（金）までに総務局監理課まで提出してください。

なお、郵送またはメール(kanri@city.kanazawa.lg.jp)でご提出ください。
(今回の対象は、**審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日までの分**です。)

※ 注意

上記通知書の提出により、格付け（等級）が自動的に変更されるものではありません。（原則として、2年間変わりません。）

総合審査数値の変動による格付けの変更について

客観的事項（総合評定値P）及び主観的事項に係る項目の付与数値が変わることにより、総合審査数値が今までとは別の等級に変動する方で、格付けの変更を希望する場合は、次の手続きを行ってください。

なお、客観的事項の審査基準日は、令和7年10月1日の直前の営業年度の終了の日、主観的事項の審査基準日は、令和7年12月31日です。

※ 注意

総合審査数値とは、客観的事項に係る項目の付与数値（総合評定値P）及び主観的事項に係る項目の付与数値の合計点です。

＜格付け変更の申請手続き＞

申請期限：令和8年3月2日（月）まで

申請方法：金沢市電子申請サービス 金沢市入札参加資格審査申請【内容変更】から申請
提出書類：

- ① 入札参加資格申請内容変更届出書（「その他」欄に客観的事項及び主観的事項の変更と明記）
- ② 総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日のもの）
- ③ 主観的事項調査票、点数確認表、主観的事項を証明する添付書類（令和7年12月31日現在のもの）
- ④ 入札参加資格決定通知書の写し

（問合せ先）

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課 工事契約係

TEL:076-220-2101